

令和4年1月21日

施設利用団体 様

教育委員会事務局教育施設課長

学校施設使用について

新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

今般、東京都におけるまん延防止等重点措置が、令和4年1月21日から適用されることを受け、学校施設の使用につきましては、感染防止策を徹底しつつ、引き続き、通常の利用としましたので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、今後の感染拡大状況に係る都・区の対応によっては、変更となる場合があります。

記

1 1月22日以降の学校施設使用について

【校庭】

利用時間 午後9時まで（通常利用）

【体育館、教室等】

利用時間 午後9時まで（通常利用）スポーツ広場午後9時30分まで
なお、教室等、室内での会食は行わないこと。

注1 国・都による自粛要請等が発出された場合には、改めて使用中止等の措置を行うこともあります。

2 学校施設を利用する際の留意事項

学校施設利用時の感染防止策チェックリスト（利用者向け）を、区ホームページに掲載しておりますので、引き続き、各利用団体には内容を確認・遵守していただくよう徹底をお願いします。

【問合せ先】

教育委員会事務局教育施設課
施設係（内線：3321・3322）